

SEVEN SEAS SHIPPING CO., LTD.

General Agent for



Tokyo Head Office

Daiwa Kyobashi Bldg. 7F 4-3-3,
Hatchobori, Chuo-ku, Tokyo
104-0032, JAPAN

Tel : 03-3523-3692 Fax : 03-3523-3699

Osaka Branch

5/F, Meiji Yasuda-Seimei Sakaisuji Honmachi Bldg.,
1-7-15, Minami-Honmachi, Chuo-Ku, Osaka
541-0054 Japan

Tel : 06-6264-7541 Fax : 06-6264-7095

2016年6月吉日

御客様各位

セブンシーズ SHIPPING 株式会社

SOLAS条約改正に伴う輸出コンテナ総重量確定(VGM)申告に関するお知らせ

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は弊社取り扱い船社 Hamburg Süd に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

SOLAS条約改正に伴い本年7月1日より実施される輸出コンテナ総重量確定方法の制度化に向けてのガイドラインが国土交通省より公表されております。http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

つきましては、7月1日以降に本船積みを頂くコンテナの搬入に関しましては、以下の通りご協力賜ります様何卒よろしくお願い申し上げます。

1) コンテナ総重量申告方法について

現状、ACL,EDI,S/I等々にて申告を頂いた重量と実入りコンテナと共に搬入ゲートでお受けする搬入票に記載の重量には相違が生じているケースがある事を考慮し、弊社と致しましては下記の通り対応をさせていただきます。

- ・ 確定総重量情報の受け渡しは搬入票に記載されている重量を使用させていただきます。
- ・ 国土交通省からのガイドラインに沿って計測された重量を搬入票に記載頂きます様、お願い申し上げます。
- ・ 国土交通省のガイドラインに御座います『重量確定 方法2 足し合わせて算出』する際の空コンテナの重量値におきましては、コンテナドアに記載されている『Tare Weight』をご活用ください。
- ・ 搬入票の署名欄に記載のある方を総重量を確定させた届出荷送人または登録事業者、その代行者と見なして取り扱いをさせていただきます。

2) 輸出書類、CYカット日について

本件に関わるカット日の前倒しは予定をしておりません。

3) 不適格コンテナの取り扱い

搬入票記載の総重量と搬入後の実際の貨物の重量に相違があり、カット日までに申告の訂正等の確認が取れない場合には、船積みが出来ない場合も考えられます。その場合追加で係りました費用のご負担をお願いさせて頂く事も御座います。

4) 地方港積みに関しまして

地方港積みなどに関しましては、別途重量のお問い合わせをさせて頂くことも御座いますので、お手数ですがその際はご協力賜ります様、お願い申し上げます。

ご不明な点が御座いましたら、弊社営業/業務担当までお問い合わせください。

東京 (輸出営業) : 03-3523-3692
(輸出業務) : 03-3523-3694
(輸入) : 03-3523-3693
大阪 : 06-6264-7541